特化則別表第４

業務	項目
エチルベンゼン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） ２　医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査
クロロホルム（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査 ２　医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査（血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査（以下、「ＧＯＴ、ＧＰＴ及びγ―ＧＴＰの検査」という。）を除く。）又は腎機能検査
１・４―ジオキサン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査 ２　医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ及びγ―ＧＴＰの検査を除く。）又は腎機能検査
四塩化炭素（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査 ２　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、ＣＡ１９―９等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ及びγ―ＧＴＰの検査を除く。）又は腎機能検査
１・２―ジクロロエタン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査 ２　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、ＣＡ１９―９等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ及びγ―ＧＴＰの検査を除く。）又は腎機能検査
１・２―ジクロロプロパン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） ２　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、ＣＡ１９―９等の血液中の腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査（赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
ジクロロメタン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） ２　医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、ＣＡ１９―９等の血液中の腫瘍マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定（血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
スチレン（これをその重量の	１　作業条件の調査

１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	２　医師が必要と認める場合は、血液像その他の血液に関する精密検査、聴力低下の検査等の耳鼻科学的検査、色覚検査等の眼科学的検査、神経学的検査、肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ及びγ―ＧＴＰの検査を除く。）、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査
１・１・２・２―テトラクロロエタン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査 ２　医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、神経学的検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ及びγ―ＧＴＰの検査を除く。）
テトラクロロエチレン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査 ２　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、神経学的検査、肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ及びγ―ＧＴＰの検査を除く。）又は腎機能検査
トリクロロエチレン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査 ２　医師が必要と認める場合は、白血球数及び白血球分画の検査、血液像その他の血液に関する精密検査、ＣＡ１９―９等の血液中の腫瘍マーカーの検査、神経学的検査、肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ及びγ―ＧＴＰの検査を除く。）、腎機能検査、特殊なエックス線撮影による検査又は核磁気共鳴画像診断装置による画像検査
メチルイソブチルケトン（これをその重量の１％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	１　作業条件の調査 ２　医師が必要と認める場合は、神経学的検査又は腎機能検査